

尼崎市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、本市独自項目

- 1 家庭的保育事業、小規模保育事業、又は、事業所内保育事業を行う者は、その連携施設から当該連携施設に入所し、又は在籍している乳幼児で当該家庭的保育事業等を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。
- 2 家庭的保育事業を行う場所（以下「家庭的保育事業所」という。）に置くこととされている家庭的保育者のうち少なくとも1人は、保育士でなければならない。
- 3 小規模保育事業C型を行う事業所に置くこととされている家庭的保育者のうち少なくとも1人は、保育士でなければならない。
- 4 家庭的保育事業所及び小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所に置くこととされている調理員のうち少なくとも1人は、栄養士免許を有する者又は調理師免許を有する者とするよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）及び当該家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 6 家庭的保育事業所等は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 7 家庭的保育事業者等は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号（居宅訪問型保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）を行う者にあつては、第1号を除く。）に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
 - (2) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその家庭的保育事業所等の職員並びにその家庭的保育事業等を利用しての乳児又は幼児（以下この条において「利用者」という。）及びその家族に周知すること。
 - (4) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。
- 8 家庭的保育事業者等は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者（当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。）をその家庭的保育事業所等に常時配置するよう努めなければならない。
- 9 家庭的保育事業者等は、省令第9条第2項に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実実施計画をその家庭的保育事業所等の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。
- 10 家庭的保育事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその

家庭的保育事業所等の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該家庭的保育事業所等の職員に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその家庭的保育事業所等の職員に対して研修を行うこと。

11 家庭的保育事業者等は、利用者に対する支援により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。

(2) 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。

(3) 当該事故が当該家庭的保育事業者等の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該利用者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

12 家庭的保育事業者等は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、利用者等が安心してその家庭的保育事業等を利用することができる体制の確保に努めなければならない。